

鈴鹿工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則

令和 8 年 1 月 7 日
規則第 131 号

鈴鹿工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則

(目的)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるネーミングライツ事業に関し必要な事項を定め、もって本校の保有する施設等の有効活用による自己収入の拡大及び教育・研究環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人、法人以外の団体又は個人事業主をいう。
- (2) 命名権等 本校の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）及び本校の施設等を利用し法人等の活動を宣伝する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 契約（協定書）により本校が命名権等を付与した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た命名権等の対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本校の教育研究環境の向上を図る事業をいう。

(事業の基本方針)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を及ぼさないよう実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、本校の規則等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく当該規則等に規定する施設等の名称を使用するものとする。
- 3 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、当該施設等の美観の維持に努めなければならない。
- 4 ネーミングライツ事業による収入は、施設等の維持管理及び修繕並びに教育研究環境の整備等を行うための費用に充てるものとする。

(事業の種類)

第 4 条 ネーミングライツ事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設指定型 法人等に本校が指定した施設等（講義室その他の室、スペース等を除く。）の命名権を与えるもの
- (2) スペース指定型 法人等に本校が指定した講義室その他の室、スペース等の命名権を与えるもの
- (3) 提案広告型 法人等からの提案により、指定した施設等への当該法人等の広告掲示等を認めるもの

(命名権等の付与期間)

第 5 条 命名権等を付与する期間は、原則として、施設指定型及びスペース指定型にあつては 3 年以上 5 年以下とし、提案広告型にあつては 1 年以上 5 年以下とする。

(選定)

第6条 ネーミングライツパートナーの選定は運営会議の議を経て、校長が決定する。

(対象施設等の指定)

第7条 施設指定型及びスペース指定型の対象施設等は、運営会議の議を経て、校長が決定する。なお、当該対象施設等に関係する委員会等があるときは、当該委員会等の長の同意を得なければならない。

2 提案広告型の対象施設等は、原則として本校の保有する全ての施設等とする。

(募集)

第8条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとする。

2 施設指定型及びスペース指定型の公募の実施は、運営会議の議を経て、校長が決定する。

(応募資格)

第9条 ネーミングライツ事業に応募できる法人等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと本校が認めるもの

(応募)

第10条 ネーミングライツ事業に応募する法人等は、所定の申込書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類
- (6) その他公募要領において必要とする書類

(愛称等の条件)

第11条 次の各号のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の愛称等（愛称及び広告掲示等の内容をいう。以下同じ。）として設定することができない。

- (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- (8) 本校の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (10) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (11) たばこの広告又は喫煙を促すもの
- (12) アルコール飲料の広告又は飲酒を促すもの
- (13) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (14) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (15) その他愛称等として適当でないと思われ本校が認めるもの

(ネーミングライツパートナーの決定等)

第12条 校長は運営会議の議を経て、愛称等の採用の可否及びネーミングライツパートナーを決定するものとする。

2 校長は応募した法人等に対し、選定結果を通知（別紙様式2）（別紙様式3）するものとする。

(契約)

第13条 校長は、ネーミングライツパートナーとして決定した法人等と契約（協定書）を締結するものとする。

(費用負担)

第14条 愛称等の表示に必要な費用並びに契約（協定書）期間の満了及び契約（協定書）の解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第15条 ネーミングライツパートナーは、原則として本校が年度ごとに発行する請求書により、指定期日までにネーミングライツ料を納入しなければならない。

2 既納のネーミングライツ料は、原則として返還しないものとする。

(愛称等変更の禁止)

第16条 ネーミングライツパートナーは、契約（協定書）期間内に愛称等を変更することはできない。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(ネーミングライツパートナーの責務)

第17条 ネーミングライツパートナーは、愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から愛称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

(ネーミングライツパートナーによる契約解除の申出)

第18条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、校長に契約（協定書）の解除（別紙様式4）を申し出ることができる。この場合において、ネーミングライツパートナーは、本校に違約金を支払うものとし、違約金の額は本校とネーミングライツパートナーとが協議のうえ、決定する。

(ネーミングライツパートナーの決定取消し及び契約の解除)

第19条 校長は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約（協定書）を解除することができる。

- (1) 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
 - (2) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - (4) 前条に規定する契約（協定書）解除の申出があったとき。
 - (5) その他校長がネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約（協定書）の解除が必要であると認めるとき。
- 2 校長は、前項の規定によりネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約（協定書）の解除を決定したときは、ネーミングライツパートナーに通知（別紙様式5）するものとする。
- 3 第1項第5号によりネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約（協定書）を解除する場合には、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとする。

(事務)

第20条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月7日から施行する。

令和 年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
名 称
代表者 ⑩

ネーミングライツ事業申込書

鈴鹿工業高等専門学校におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

分 類	<input type="checkbox"/> 施設指定型 <input type="checkbox"/> スペース指定型 <input type="checkbox"/> 提案広告型	
施設名称（室名、箇所等）		
応募の趣旨		
愛称等の案 （提案広告型は省略）	※デザイン等は別途添付	
愛称等の理由 （提案広告型は省略）		
希望ネーミングライツ料	円（年額／税別）	
希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

（関係書類）

- (1) 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (2) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) その他公募要領において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）

鈴専総第 号
令和 年 月 日

殿

鈴鹿工業高等専門学校長

ネーミングライツパートナー決定通知書

次のとおりネーミングライツに採用することを決定致しましたので、鈴鹿工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則第12条第2項の規定により通知します。

施設名称 (室名、箇所等)		
愛称等		
ネーミングライツ料※	円(年額/税抜)	
期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
連 絡 先	担当者部署	
	担当者氏名	
	電 話	()
	F A X	()
	E-mail	

※上記の料金に消費税及び地方消費税を加算した額を本校が指定する銀行口座に納入してください。
また、振込手数料はご負担願います。

鈴専総第 号
令和 年 月 日

殿

鈴鹿工業高等専門学校長

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業につきましては、誠に残念ではございますが、不採用となりましたので、鈴鹿工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則第12条第2項の規定により通知致します。また、募集の機会がありましたら、ご検討の程、宜しくお願ひ申し上げます。

令和 年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

申込者

住 所

名 称

代表者

⑩

ネーミングライツ事業契約（協定書）解除申出書

鈴鹿工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則第18条の規定に基づき、次のとおり事業の解除を申し出ます。

施設名称（室名、箇所等）	
愛 称 等	
期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
料 金	円（年額／税抜）
協定解除の理由	

鈴専総第 号
令和 年 月 日

殿

鈴鹿工業高等専門学校長

ネーミングライツパートナー解除決定通知書

ネーミングライツパートナーの付与について、次の理由により解除を決定しましたので、鈴鹿工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則第 19 条第 2 項の規定により通知します。

解除年月日	令和 年 月 日
解除理由	